

# 下野市男女共同参画プラン（第 2 次）策定方針

平成 2 7 年 5 月

下野市

本方針は、「下野市男女共同参画プラン（第2次）」の策定に向けて、基本的な事項を定めるものとする。

## 1 計画策定の趣旨

本市は、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指した取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「シェアリング（わかちあい）しもつけー下野市男女共同参画プランー」を策定した。

プラン策定後の各種施策の推進や平成25年3月に策定した「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画」の施策などにより、男女共同参画は着実に進展しているが、プラン策定から7年が経過し、その間、国の男女共同参画基本計画（第3次）策定、配偶者暴力防止法の改正、ワーク・ライフ・バランス憲章の改定、女性の活躍促進に向けたあらゆる取組の発足など、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化してきている。

人口減少社会の到来や少子高齢化、核家族化の進展により、子育てや介護等、家庭や地域でのお互いに助け合い支え合う機能が弱まるなど社会構造が変化しており、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、貧困格差の拡大といった現代社会の課題が挙げられる。

また、経済面では、バブル経済崩壊後の低成長とデフレの持続と並行して産業のサービス化の進展等産業構造が大きく変化している。また、事業のグローバル化に伴って、我が国特有の雇用慣行の変化等、企業や雇用を取り巻く環境も変化している。

さらに、世帯構成においては、単独世帯や共働き世帯の増加が続く一方で、家計面で、二人以上の世帯のうち勤労世帯における男性世帯主の収入が減少している。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目され、多様な経験や価値観が反映された新たな市場の開拓などに期待がされている。

こうした男女共同参画を取り巻く新たな動きや新たな課題に対応するため、新たな「下野市男女共同参画プラン（第2次）」を策定するものとする。

なお、計画策定にあたっては、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性を見直しを行うとともに、これまでの取組を評価・検証し、継続する施策、新たな展開を図る施策等を具体的に検討していくものとする。

また、同年に男女共同参画に関する基本理念を定めた「(仮称) 下野市男女共同参画推進条例」を策定することから、その内容を踏まえた上でプランを策定するものとする。

## 2 プランの基本的な考え方

プランについては、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向性及び施策の内容を示すものとし、次に掲げることを基本に策定するものとする。また、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めるものとする。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- (2) 「下野市総合計画」との整合を図ったプランとする。
- (3) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案したプランとする。
- (4) 「(仮称) 下野市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいたプランとする。
- (5) 市民アンケート調査を実施することにより、男女共同参画に係る市民の現状や意見を把握し、調査結果により抽出された課題について施策に反映させるものとする。

## 3 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、必要に応じてプランの見直しを行うものとする。

## 4 策定体制

### (1) 男女共同参画推進委員会

広範な市民の意見を反映し、プラン策定過程における市民参画を積極的に促進するため、公募による市民や学識経験を有する者 14 名で構成される「男女共同参画推進委員会」において検討する。また、プランの進行管理をはじめ施策内容やプランの見直しなどに対する意見を受けるものとする。

### (2) 男女共同参画推進本部

#### ①推進本部

男女共同参画社会づくりを全庁的に推進するため、庁内に男女共同参画推進本部を設置する。

#### ②幹事会

男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整を図るため幹事会を設置する。

#### ③部会

男女共同参画社会の実現に係る事項について、調査、検討を行うため各課推進委員による部会を設置する。

## 5 プランの進行管理

当該計画に記載された各事項について、施策の進捗状況を把握し、プランの進行管理及び評価・見直しを行い、男女共同参画推進本部における検討後、男女共同参画推進委員会に報告し、広報・ホームページを通じて市民にわかりやすく公表するものとする。

### ◆第二次下野市男女共同参画プラン策定体制

